

被災された組合員の方々への支援制度のお知らせ

公立学校共済組合及び互助組合では、災害にあわれてしまった方への支援制度を実施しています。万が一、災害によって被害を受けられた組合員や被扶養者の方がおられましたら制度を活用してください。

詳しくは、「福利厚生事務の手引」をご覧くださいとともに、お問合せ先欄の担当係にご相談ください。

令和元年6月現在

公立学校共済組合の組合員・被扶養者の皆様へ ※任意継続組合員の方は一部			
番号	区分	内 容	お問合せ先
1-1	災害見舞金	【概要】 非常災害により組合員や被扶養者の住居、家財に1/3以上の損害が生じたときに支給します。 【給付額】 損害の程度に応じて：標準報酬月額0.5～3か月分	短期給付係 ☎082-513-4957
1-2	組合員証等の再発行	【概要】 被災に伴って、組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証等を紛失等した場合、再交付します。	短期給付係 ☎082-513-4957
1-3	弔慰金 家族弔慰金	【概要】 組合員や被扶養者が、非常災害により亡くなられたときに支給します。 【給付額】 弔慰金：標準報酬月額の1月分 家族弔慰金：標準報酬月額1月分×70/100	短期給付係 ☎082-513-4957
1-4	災害対策事業資金	【概要】 災害救助法が発動された地域内外で被害を受けられ、前記1-1の災害見舞金（短期給付）の支給を受けられる方に災害対策事業資金を支給します。 【支給対象者】 ・災害救助法が発動された地域内で被害を受けられ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方 ・災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受けられ、かつ、短期給付の災害見舞金の支給を受けられる方 【給付額】 対象となられた組合員1人当たり30,000円	健康管理係 ☎082-513-4956
1-5	メンタルヘルス （心のケア）相談 （保健事業）	【概要】 ご家族や暮らしなどにかかわる心配ごとや悩みごとについて、専門医療機関、臨床心理士、産業カウンセラーなどによるメンタルヘルス相談を行っています。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。	健康管理係 ☎082-513-4956

番号	区分	内 容	お問合せ先
1-6	貸付制度	<p>(1) 災害貸付け 組合員又はその被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とするとき 〔・最高限度額 200 万円（貸付状況に応じて異なる）・最長償還回数 120 回 ・年利率 0.99%〕</p> <p>(2) 住宅災害貸付け 組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築、購入、修理、敷地の補修等をするため資金を必要とするとき 〔・最高限度額 1,900 万円（給料と組合員年数に応じて異なる）・最長償還回数 360 回 ・年利率 0.99%〕</p> <p>(3) 一般貸付け</p> <p>(4) 償還猶予 住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき（ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付けに限る。）</p>	<p>経理貸付係 ☎082-513-4955</p>

広島県教育職員互助組合の組合員・被扶養者の皆様へ

番号	区分	内 容	お問合せ先
2-1	死亡弔慰金 家族死亡弔慰金	<p>【概要】組合員や被扶養者が亡くなられたとき、支給します。</p> <p>【給付額】（死亡弔慰金）100 万円（組合員） （家族死亡弔慰金）30 万円（被扶養配偶者）又は 2 万円（その他の被扶養者）</p>	☎082-228-1386
2-2	災害見舞金	<p>【概要】組合員が水震火災その他非常災害によりその住居、家財に損害を受けたとき、以下の(1)又は(2)の支給要件により、災害見舞金を支給します。</p> <p>(1) 【支給要件】共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき 【給付額】 共済組合から標準報酬月額額の 0.5～3.0 月分の災害見舞金が給付されるとき……6 万円～30 万円</p> <p>(2) 【支給要件】共済組合から災害見舞金の給付がされないとき 【給付額】① 平屋建ての家屋で床上浸水を受けたとき…………… 3 万円 ② 住居又は家財の 5 分の 1 以上の損害を受けたとき…………… 3 万円 （①及び②の両方に該当するとき…………… 3 万円）</p>	☎082-228-1386
2-3	貸付制度	<p>(1) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき 〔・最高 100 万円 ・無利息〕</p> <p>(2) 一般資金貸付け</p>	☎082-228-1386

※ 公立学校共済組合の任意継続組合員については、1-1、1-2、1-3 及び 1-4 の制度が活用できます。